

# 新潟県地域防災計画 (原子力災害対策編)

令和3年 月修正案

## 新旧対照表

※ 頁、行は現行計画(令和3年3月修正)についてのもの

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
1	第2章第12節 避難・退避実施 体制整備計画	25	29	4 要配慮者の避難・屋内退避体制の整備 (1) 重点区域を含む市町村は、在宅の要配慮者の避難・屋内退避が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ <u>要配慮者避難支援計画</u> 等に基づいて避難支援体制を整備する。	4 要配慮者の避難・屋内退避体制の整備 (1) 重点区域を含む市町村は、在宅の要配慮者の避難・屋内退避が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ <u>個別避難計画</u> 等に基づいて避難支援体制を整備する。	防災基本計画修正の反映	
2	第2章第12節 避難・退避実施 体制整備計画	26	11	5 住民の避難状況等の確認体制の整備 市町村は、避難・退避のための立ち退きの <u>勧告又は</u> 指示等を行った場合において、住民の避難・退避状況を的確に把握するため、警察、消防等防災関係機関とあらかじめ必要な体制の整備に努める。	6 住民の避難状況等の確認体制の整備 市町村は、避難・退避のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民の避難・退避状況を的確に把握するため、警察、消防等防災関係機関とあらかじめ必要な体制の整備に努める。	防災基本計画修正の反映	
3	第3章第6節 避難・屋内退避 実施に係る防護 活動	49	15	3 避難・屋内退避等の防護措置の実施 (略) (7) 県及び市町村は、避難時の周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、居住者等に対し、屋内での <u>退避</u> 等の安全確保措置を指示するものとする。	3 避難・屋内退避等の防護措置の実施 (略) (7) 県及び市町村は、避難時の周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴う <u>おそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する</u> 場合は、居住者等に対し、屋内での <u>待避</u> 等の <u>緊急</u> 安全確保措置を指示するものとする。	防災基本計画修正の反映 誤字修正	
4	第3章第6節 避難・屋内退避 実施に係る防護 活動	51	11	4 避難・屋内退避の実施に係る指示等 (略) (5) 市町村長による避難指示 市町村の長は、上記のほか内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの <u>勧告、又は</u> 指示等を行う。	4 避難・屋内退避の実施に係る指示等 (略) (5) 市町村長による避難指示 市町村の長は、上記のほか内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行う。	防災基本計画修正の反映	
5	第3章第6節 避難・屋内退避 実施に係る防護 活動	53	16	6 要配慮者等の支援 (略) (3) 市町村は、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生し、指示があった等の場合は、在宅の要配慮者の避難・屋内退避を「 <u>要配慮者避難支援計画等</u> 」に基づき、近隣住民、民生委員、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助により実施する。	6 要配慮者等の支援 (略) (3) 市町村は、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生し、指示があった等の場合は、在宅の要配慮者の避難・屋内退避を <u>個別避難計画等</u> に基づき、近隣住民、民生委員、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助により実施する。	防災基本計画修正の反映	

新旧対照表(原子力災害対策編)

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
6	第3章第6節 避難・屋内退避 実施に係る防護 活動	53	18	6 要配慮者等の支援 (4) 病院、福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難の <u>勧告・指示</u> 等があった場合は、入院又は入所の要配慮者の避難・屋内退避等について、避難誘導等の計画に基づき実施する。	6 要配慮者等の支援 (略) (4) 病院、福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、入院又は入所の要配慮者の避難・屋内退避等について、避難誘導等の計画に基づき実施する。	防災基本計画修正の反映	
7	第3章第6節 避難・屋内退避 実施に係る防護 活動	53	20	(5) 学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の <u>勧告・指示</u> 等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。 (略)	(5) 学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。 (略)	防災基本計画修正の反映	
8	第3章第6節 避難・屋内退避 実施に係る防護 活動	53	35	7 交通の規制及び立入制限等の措置 (略) 県警察、道路管理者等は、市町村長等が避難を <u>勧告又は指示</u> した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、 <u>勧告又は指示の実効を上げる</u> ため、交通の規制及び立入制限等必要な措置を実施する。	7 交通の規制及び立入制限等の措置 (略) 県警察、道路管理者等は、市町村長等が避難を指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、指示の実効を <u>上げる</u> ため、交通の規制及び立入制限等必要な措置を実施する。	防災基本計画修正の反映 誤字修正	
9	第3章第6節 避難・屋内退避 実施に係る防護 活動	55	27	12 避難・屋内退避の解除 (1) 避難指示の解除 (略) 市町村長は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避解除又は避難のための立ち退きの <u>勧告解除、又は指示解除</u> 等を行う。	12 避難・屋内退避の解除 (1) 避難指示の解除 (略) 市町村長は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避解除又は避難のための立ち退きの指示解除等を行う。	防災基本計画修正の反映	
10	第3章第7節 治安の確保	56	9	2 警戒区域の設定等 (略) (2) 県は、市町村が避難を <u>勧告又は指示</u> した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、 <u>勧告又は指示の実効を上げる</u> ために必要な措置をとるよう県警察及び第九管区海上保安本部に要請する。	2 警戒区域の設定等 (略) (2) 県は、市町村が避難を指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう県警察及び第九管区海上保安本部に要請する。	防災基本計画修正の反映	
11	第3章第7節 治安の確保	56	14	(3) 県は、応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む。)における治安の確保について県警察及び第九管区海上保安本部と協議し、万全を期すものとする。 特に、避難のための立ち退きの <u>勧告又は指示</u> 等を行った地域については、県警察と連携し窃盗等の各種犯罪の未然防止の対策を講ずる。	(3) 県は、応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む。)における治安の確保について県警察及び第九管区海上保安本部と協議し、万全を期すものとする。 特に、避難のための立ち退きの指示等を行った地域については、県警察と連携し窃盗等の各種犯罪の未然防止の対策を講ずる。	防災基本計画修正の反映	